

## ■ 軽減助成の概要

### 1 制度の趣旨

特に生計が困難な人に対し、介護保険サービスを利用した際に支払う利用料の一部を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。

### 2 軽減対象者

軽減を受けることができる人は、以下の全てに該当する人です。

- (1) 本人及び世帯員の中に、当該年度分の市民税が課税されている人が1人もいないこと。
- (2) 本人及び世帯員の前年の収入の合計額が、本人のみの世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。
- (3) 本人及び世帯員が所有する現金、預貯金及び有価証券の合計額が、本人のみの世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。

世帯員の人数	(2)収入の上限	(3)現金、預貯金及び有価証券の合計額の上限
1人(本人のみ)	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円
4人	300万円	650万円
5人	350万円	750万円
(+1人)	(+50万円)	(+100万円)

- (4) 本人及び世帯員が所有する土地及び家屋（本人及び世帯員が居住するために所有するものを除きます。）の当該年度の評価額の合計が1,000万円以下であること。
- (5) 当該年度分の市民税が課税されている人が行った前年分の扶養控除の申告において、扶養親族となっていないこと。
- (6) 当該年度分の市民税が課税されている人が加入する医療保険（健康保険、共済組合など）において、被扶養者となっていないこと。
- (7) 介護保険料を滞納していないこと。

※(1)から(7)までの全てに該当する場合であっても、以下のいずれかに該当する人は対象としない。

- ・生活保護を受けている人
- ・特別養護老人ホームの旧措置入所者で、利用者負担割合が5%以下の人のうち、ユニット型個室以外の居室に入居している人
- ・給付額減額等給付制限の措置を受けている人

### 3 対象サービス及び軽減の程度

- (1) 軽減対象となる経費は、介護サービス費（介護保険対象の1割）、食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額です。介護保険の支給限度額を超えた利用者負担額（利用者全額自己負担分）は含めません。
- (2) 軽減の申し出を行った法人による軽減の程度は、市が認定証に記載します。（原則1/4）

「上越市介護保険サービス利用者負担金事業」 上越市高齢者支援課

(3) 特別養護老人ホーム（短期入所は除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の人の介護サービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費により本事業を上回る軽減がなされることから、本事業の軽減対象としません（食費、居住費は対象）。

■対象サービス及び軽減割合一覧

サービスの種類※1 (介護予防・介護予防相当サービスを含む)	軽減の対象となる費用			負担段階 及び 軽減割合 ※2					
	介護サービス費	食費	居住費 (滞在費)	2段階A		2段階B		3段階	
				法人	市	法人	市	法人	市
訪問介護（夜間対応型含む） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与	○	/	/	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
通所介護 (地域密着型、認知症対応型含む) 通所リハビリテーション	○	○	/	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
短期入所生活介護 短期入所療養介護	○	○ ※6	○ ※6	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	/	/	/	/	/	/	1/4	1/4
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	○ 3段階のみ	○	○	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	1/4	1/4
特別養護老人ホーム 小規模な特別養護老人ホーム	○ 3段階のみ	○ ※6	○ ※3 ※6	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	/	1/4	/
(社) 介護老人保健施設	※4	※4 ※5 ※6	※4 ※5 ※6	※3	1/2 食・居住費のみ ※4	※3	/	※3	/
(医) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	/	○ ※6	○ ※6	1/4 食・居住費のみ	1/4 食・居住費のみ	/	/	/	/
サービスの種類				軽減割合（上越市）					
特定福祉用具販売 住宅改修	○	/	/	助成の対象となる費用 1/2					

※1 高齢福祉年金受給者については、社会福祉法人が実施する下線のあるサービスを利用する場合で法人が1/2を軽減した場合は、市の軽減なし

※2 2段階A：非課税年金収入を加えて年間収入額が80万円以下の人  
2段階B：非課税年金収入を加えて年間収入額が80万円を超える人

※3 ユニット型個室に入居する旧措置入所者で、利用者負担割合が5%以下の方は居住費のみ対象

※4 施設独自の軽減（老健減免）対象者

※5 施設独自の軽減（老健減免）対象者は除く

※6 介護保険負担限度額認定証の交付を受けていない人は対象外

#### **4 高額介護（介護予防）サービス費の適用について**

利用者負担額の軽減措置の適用をまず行い、その後の利用者負担額において高額介護サービス費の適用を行います。

#### **5 特定入所者介護（介護予防）サービス費の適用について**

特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業による軽減を行います。ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けていない人は対象外とします。

#### **6 法人が行った軽減に対する助成の基準**

- (1) 法人が行った利用者負担の軽減に対して、その2割を市が助成します。
- (2) 助成金の額の算定は、事業所（施設）ごとに行います。
- (3) 助成金の交付申請は、市に対して法人ごとに行います（交付申請の方法等については、例年2月頃に通知を行う予定）。

#### **7 利用者への軽減及び法人が行った軽減に対する助成手続きの流れ**

- (1) 軽減を行う法人は、市へその旨を申し出ます。
- (2) 軽減を希望する利用者は、市に申請して認定証の交付を受けます。
- (3) 軽減の申出を行った法人は、認定証を提示した利用者に認定証の内容に基づき利用料の軽減を行います。市の軽減分については、受領委任払い又は償還払いにより軽減を受けます。
- (4) 軽減を行った法人から助成金の交付申請があった場合、市は軽減額の2割について助成を行います。（※新潟県が実施する「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」の助成対象は除く。）